

## 京都在宅リハビリテーション研究会 会則

### 第1章 総則

第1条(名称)本会は、京都在宅リハビリテーション研究会と称する。

第2条(事務局)本会は、事務局を下記に置く。

〒629-0392 京都府南丹市日吉町保野田ヒノ谷6-1  
明治国際医療大学附属病院 総合リハビリテーションセンター 内  
京都在宅リハビリテーション研究会事務局

第3条(目的)本会は、在宅リハビリテーションに関心を寄せる関係職種の人々が、互いの交流と研鑽を重ねることを通して、この分野の発展と互いの向上を図ることを目的とする。

第4条(事業)本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 原則として年1回以上の研究集会・講演会等を開催する。
2. 在宅リハビリテーションに関する研究資料の収集、他学会・研究会との知識の交流、講習会などの学術・研修活動を行う。
3. 会員名簿を作成する。
4. その他目的を達成するための事業を行う。

### 第2章 会員

第5条(会員)本会の会員は、個人会員・賛助会員の二種とする。

1. 個人会員は、本会の趣旨に賛同する在宅リハビリテーションに関係する職種に属する者で、所定の会費を負担するものとする。賛助会員は、本会の趣旨に賛同しこれを援助しようとする個人または団体で、所定の会費を負担するものとする。
2. 会員となるには、世話人会の承認を必要とする。
3. 会員となるには、所属・役職・現住所などの所定の事項を記し、会費を添えて事務局に申し込む。
4. 本会を退会したい会員は、その旨を文書をもって事務局に申し出、世話人会がこれを承認する。
5. 会費納入時より1年間を個人会員、賛助会員として認めることとする。

第6条(会費)会費は、次のごとく定める。

1. 個人会員 年額 2,000 円
2. 賛助会員 年額 1口 20,000 円

### 第3章 世話人

第7条(世話人) 本会には下記の世話人を置く。

- |         |         |     |
|---------|---------|-----|
| 1. 世話人会 | 世話人代表   | 1名  |
|         | 世話人副代表  | 若干名 |
|         | 世話人     | 若干名 |
|         | 世話人(庶務) | 1名  |
|         | 世話人(会計) | 1名  |
2. 世話人代表と世話人副代表は世話人が推薦し、世話人会の承認を得てこれを委嘱する。とくに任期は定めない。
  3. 世話人代表は、必要に応じて世話人会を召集する。
  4. (名誉職)本会は世話人会が推薦し本人の承諾を持って、名誉世話人を置くことができる。名誉世話人は過去の世話人代表経験者で、本研究会に多大な功績を認められる者とする。

### 第4章 顧問

第8条(顧問) 本会に顧問を置くことができる。

1. 顧問は、世話人代表が委嘱する。
2. 顧問は、世話人代表の諮問に応ずるほか、会議に出席して意見を述べることができる。

### 第5章 運営

第9条(運営) 本会の運営は、世話人会が行う。

1. 世話人会は、必要に応じて世話人代表が召集する。
2. 世話人会は、世話人代表・世話人副代表・世話人(庶務)・世話人(会計)の選出、会計監査、会員の入退会、研究集会の開催などの重要事項について審議する。
3. 本会の会議の議事は出席者の2/3以上の同意をもって決し、やむを得ず会議に出席できない場合は委任状をもって表決することができる。

第10条(年次報告) 世話人代表は年度末に次の報告を行う。

1. 事業計画ならびに事業報告、収支予算ならびに決算
2. 財産目録(会費、寄付金、その他)
3. 世話人会で必要と決めた事項
4. その他

第11条（事務）本会の事務的事項は、世話人代表から委嘱された世話人（庶務）及び世話人（会計）が処理する。

第12条（会計年度）本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月末日に終わる。流動財産は郵便貯金または銀行預金として事務局に保管する。

## 第6章 総会

第13条（総会）世話人会は、毎年1回以上の総会を開催し、その参加者の合意を得て必要事項の審議を行い、本会を運営する。

## 附則

## 第7章 研究集会

第14条（研究集会）本会は、会員の交流と互いの研鑽をはかるため、研究集会を開催する。

1. 開催回数は毎年1回以上とする。
2. 研究集会の形式・内容は、世話人会または世話人会が委嘱した組織に一任される。

## 第8章 会の解散

第15条（会の解散）世話人会の発議で総会において会の解散が決定されたとき、本会を解散することとする。

## 付 則

1. 本会則は世話人の1/2以上の賛成をもって変更することができる。
2. 本会則は2009年3月20日より施行する。

平成30年2月11日 改訂